

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

株式会社ジョイント・プロパティ
代表取締役 田原 伊知郎

当会社グループ会社の「株式会社ジョイント・コーポレーション
会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ」について

当社の親会社である株式会社ジョイント・コーポレーション及びグループ会社である株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産は、平成 21 年 5 月 29 日東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、受理されました。

これによる当会社への影響につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該親会社の名称等

(名 称) 株式会社ジョイント・コーポレーション
(本店所在地) 東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
(代表者氏名) 東海林 義信

2. 申立てに至った理由

株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成 17 年 3 月期以降、売上高、営業利益ともに順調に推移し、平成 20 年 3 月期には営業利益、経常利益ともに過去最高益を更新いたしました。特に、株式会社ジョイント・コーポレーションの中核事業のうち、不動産流動化事業については、平成 16 年 3 月期より平成 20 年 3 月期に至るまで、4 期連続で売上高、営業利益ともに増加しておりました。しかしながら、いわゆるサブプライムローン問題に端を発する金融危機の深刻化に伴う不動産関連市況の悪化と低迷を受け、不動産投資家の多くが物件取得を控え又は市場から撤退したことにより、不動産流動化事業における売上高は急激に悪化しました。

このような厳しい事業環境の中、株式会社ジョイント・コーポレーションは、資金調達のための信用力の補完及び財務基盤の再構築を目的として、オリックス株式会社を中核とする企業グ

グループから総額約100億円の資本参加を受けるとともに、当社グループにおいても経営の合理化を進めて参りました。しかし、主力事業である不動産流動化事業の平成21年3月期売上高が、前期より78%減少するなど、グループの売上高及び各利益ともに大幅に減少することとなり、結果として、財務状況及び資金繰りが急速に悪化することとなりました。

現状では大幅な売上の増加を短期的に見込むことは不可能であり、また、自助努力のみで再建を進めることは非常に困難であることから、このまま現状を放置すれば関係者の皆様に対して、より多大なご迷惑をお掛けすることは必至であると判断し、やむを得ず、会社の事業を再建させる法的手段である会社更生手続開始の申立てを行うに至ったものです。

3. 負債総額(平成21年3月31日現在)

株式会社ジョイント・コーポレーション	1,476億円
株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産	204億円

4. 当該親会社の概要

(1) 商号	株式会社ジョイント・コーポレーション
(2) 本店所在地	東京都目黒区目黒二丁目10番11号
(3) 設立年月日	昭和61年9月
(4) 代表者	代表取締役執行役員 東海林 義信
(5) 主な事業内容	不動産分譲事業・不動産流動化事業
(6) 資本の額	208億3,400万円
(7) 従業員の状況(平成21年3月末現在)	197名

5. 当社との関係

- (1) 資本関係 議決権被所有割合 100%(平成21年3月末現在)
- (2) 取引関係 賃貸管理

現時点において、株式会社ジョイント・コーポレーションは、当社発行済株式の100%を保有する親会社であります。当社の事業領域は不動産分譲事業を中心とする株式会社ジョイント・コーポレーション及び株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産とは区分されており、相互に依存した事業形態ではありません。当社は不動産賃貸に関連する事業・不動産の運用・管理業務を中心に行っており、これらの業務においては、本件による影響はございません。

なお、今後、今般の親会社の会社更生手続開始申立てに伴い、当社株式の取扱い等、具体的な事象の発生があれば、随時お知らせいたします。

以上